

[記入方法] 該当する項目の にレマーク、に を記入する。

考查項目	細 別	技 術 力 キ ー ワ ー ド 一 覧 表	[事 例] 具 体 的 な 評 価 技 術 力 項 目 及 び 工 事 事 例
4. 高度技術	.高度技術力  (キーワード評価)	施工規模への対応 1. 対象構造物の高さ、施工面積等の規模 2. 対象構造物の形状の複雑さ 3. その他(理由: )	<ul style="list-style-type: none"> <li>延べ面積10,000㎡以上の建物</li> <li>地上9階以上の建物</li> <li>地下2階以上の建物</li> <li>大空間のホール等を有する建物</li> <li>研究所等、特殊設備・機能の有る建物</li> <li>大規模なシステム一式や特殊な改良等を含むシステム一式を有するプラント・土木施設</li> </ul>
		構造物固有の難しさへの対応 4. 対象構造物の耐震レベル 5. 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 6. その他(理由: )	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準において 類及びA類に属する工事 災害応急対策活動に必要な施設及び危険物を貯蔵又は使用する施設のうち、特に重要な施設。 (例)庁舎、区役所、消防署、病院など</li> <li>電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事</li> <li>機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事</li> <li>耐震及び免震構造の工事</li> <li>敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行った工事</li> <li>仮設備等を設け、配管・配線等の盛り替え等を必要とする改修工事</li> <li>既存施設を使用しながら行う大規模な改修工事</li> <li>休日・夜間作業が工程の60%以上を縮める改修工事</li> <li>歴史埋蔵文化財の保存施設等特殊施設</li> </ul>
		技術固有の難しさへの対応 7. 工種及び工法の特異性 8. 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用 9. その他(理由: )	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工場所や構造物の特異性に対処するための新技術、新工法を採用した工事</li> <li>パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事</li> <li>その他、特殊な工法及び材料を用いた工事等</li> <li>特殊な設備システムを採用した工事</li> <li>VE提案された工法等が高度技術で評価できる場合</li> </ul>
		厳しい自然・地盤条件への対応 10. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) 11. 軟弱地盤、支持地盤の状況 12. 工事用道路・作業スペース等の制約 13. 雨・雪・風・気温等の影響 14. その他(理由: )	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事</li> <li>冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事</li> <li>施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</li> <li>その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</li> </ul>
		厳しい周辺環境等、社会条件への対応 15. 地中埋設物等の地中内の作業障害物 16. 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物 17. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 18. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 19. 生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約 20. 現道上で、特に交通規制及びその処理に伴う作業 21. 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 22. その他(理由: )	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元調整や環境対策の制約が特に多い工事</li> <li>工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事</li> <li>工事に先立ち又は施工中で、監視、観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事</li> <li>環境対策が工程に大きな影響を与えた工事</li> <li>大気圧を超える気圧下の作業室での工事</li> <li>酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上(以下)での工事</li> <li>工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事</li> <li>市街地での夜間工事やDID地区での工事</li> <li>供用中の道路での照明灯設置及びRH敷設工事等</li> <li>その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</li> </ul>
		施工現場での対応 23. 災害等での臨機の処置 24. 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 25. その他(理由: )	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事</li> <li>外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線が有る工事</li> </ul>
	その他 26. その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項(理由: )	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術</li> </ul>	
	記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点 点  ・高度な技術力は、加点評価とする。 ・加点は+13点~0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の重みを勘案して評点する。 ・1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以上又は以下の点数を与えてもよい。	[高度技術のキーワードの詳細]

高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術を要する必要があった技術を評定するものである。なお、「5. 創意工夫」との類似項目の二重評価はしない。

詳細評価の記述にあたっては、工事主任の上司(係長及び課長等)と協議し、各考查項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度技術力を記述する。

高度技術力は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫、まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

